

(写)

龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第25号

龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市下水道条例（昭和55年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定)</p> <p>第20条 使用料の額は、<u>使用期間（使用料の徴収の便宜上区分されたおむね2月の期間であって、その始期及び終期を規則で定めるものをいう。以下同じ。）</u>において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に定める地方消費税の税率に乘じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>製品製造業</u>その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、<u>使用期間ごとに、当該</u></p>	<p>(使用料の算定)</p> <p>第20条 使用料の額は、<u>毎使用月</u>において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>冰雪製造業</u>その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、<u>毎使用月、その使用月</u></p>

使用期間に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用期間の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。